

高知県消費生活審議会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高知県消費生活条例（昭和 50 年 7 月 16 日高知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 38 条の規定に基づき、高知県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、審議会を招集しようとする場合は、開会の日時及び場所並びに付議すべき事項を定めて、あらかじめ委員に通知するものとする。

2 委員は、審議会の会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。

(委員の代理)

第 3 条 審議会の会議に出席する委員の代理は、条例第 32 条第 2 項第 2 号、第 4 号に掲げる者のうちから任命された委員において、あらかじめ会長が認める場合を除き、これを認めない。

(専門委員会の設置)

第 4 条 審議会に専門の事項を調査研究するための専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査、研究が終了したときは、その職を失う。

(消費者教育推進地域協議会としての役割)

第 5 条 審議会は、消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 20 条第 1 項の規定に基づく消費者教育推進地域協議会を兼ねるものとする。

(議事録)

第 6 条 会長は審議会の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長及び会長の指名する 2 名以上の委員が署名するものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、文化生活スポーツ部県民生活課において行う。

附 則

この要領は、昭和 51 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

第 4 条の改正要領は昭和 52 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

第 1 条及び第 3 条の改正要領は、平成 18 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。